

令和6年度 福祉サービス苦情解決研修会開催要項

適格請求書の必要な事業者の皆様へ

本開催要項は、適格請求書の記載要件を記載しております。

適格請求書が必要な事業者の方は、参加費振込領収書とともに本要項を保管してください。

1 目的

福祉サービスの適切な利用を支援する仕組みとして、社会福祉法第82条に「社会福祉事業の経営者は、常にその提供するサービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されており、福祉サービスを提供する各社会福祉施設(事業所)においては、苦情解決体制の整備と適正な運営が求められているところです。

熊本県運営適正化委員会が、毎年度実施している福祉サービスの苦情解決に関する状況調査の集計結果を見ると、県内の各社会福祉施設(事業所)における苦情解決のための体制整備や内部研修等の実施については、着実に進んでいますが、クレームに至るまでのプロセスを検証し、今後のサービスの質の向上に活かすような意識改革や取組みは不十分な状況でもあります。

そこで、本研修会は、各事業所における苦情解決事業への一層の理解・研鑽を深めることにより、福祉サービスの質の向上に役立てていただくことを目的に開催します。

2 主催

熊本県運営適正化委員会

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会（熊本市中央区南千反畑町3番7号）

3 期日

令和6年10月29日（火）午後1時から

4 会場

熊本市火の君文化センター

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原394-1

電話 0964-28-1800

5 参加対象

社会福祉施設及び市町村社協の苦情解決責任者、苦情受付担当者、
第三者委員、市町村職員等

※定員400名

6 日程

12:00～	受付
13:00～	開会・挨拶 熊本県運営適正化委員会 委員長 三角 恒
13:10～	講演 「福祉サービスにおける苦情等に対応するには」 鹿児島国際大学 福祉社会学部 教授 茶屋道 拓哉 氏 ※途中休憩が入ります。
15:10～	閉会

7 お申込み

令和6年9月15日(日)までに、いずれかの方法でお申込みください。

(1) 熊本県社会福祉協議会のホームページからお申込み

[ホームページ] (最下部) > 運営適正化委員会 > 研修会等のお知らせ > 令和6年度福祉サービス苦情解決研修会

(2) URL・QRコードからお申込み

[URL] <https://tinyurl.com/4kvdsvjc> [QRコード]

※ 本会から参加決定通知等はお送りしません。

(1) 又は (2) の方法でお申込みいただいた場合は、申込完了後に、システムによる自動返信メールが届きます。



8 参加費

1人 2,000円 (税込み)

[内訳] 税率 10% 税込金額 2,000円
消費税額 181円

(1) 参加費のお支払いは銀行振込のみとなりますので、令和6年9月30日(月)までに次の口座にお振込みください。※振込手数料は、各自で御負担ください。

銀行名	肥後銀行 水道町(すいどうちょう)支店
口座番号	普通預金 No.1236434
口座名	フク)クマモトケン シャカイフクシキョウギカイ カイチャウ ヨシナガヤタロウ 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 会長 良永 彌太郎
[登録番号]	T6330005001467

(2) 複数人での参加の場合は、人数分の参加費をお振込みください。

(3) 指定期日までに入金がない場合は、申し込みを取り消させていただきます。

(4) 参加費は原則返金できませんので、御了承ください。

(5) 領収証は発行しません。

(6) 振込の際のお名前は、施設・事業所名を記入してください。

9 その他

当日は、会場駐車場は、収容台数に限りがありますので、公共交通機関または乗り合わせのうえ御利用ください。

駐車場は、公民館、健康センターと共用です。城南図書館、城南児童館の駐車場への駐車はご遠慮ください。

客席での飲食は禁止しています。ホワイエなどをお願いします。

10 問合せ先

熊本県運営適正化委員会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター

電話 096-324-5471 ファックス 096-355-5440